税務相談室

減価償却(4)

北海道医師会顧問税理士　中村　孝一

質問１　私は中小事業者等に該当する開業医ですが、診療用又は治療用として超音波診断装置、人工腎臓装置、ＣＴスキャナ装置などの医療機器を取得し、事業の用に供しました。この場合、中小事業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除の対象資産に該当しますか。

回　答　これらの医療機器は、「器具及び備品」に該当し、「機械及び装置、工具」には該当しないため、中小事業者等が取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除の規定の適用はありません。

青色申告者である中小事業者が、平成10年６月１日から令和３年３月31日までの間に製作後事業の用に供されたことない特定機械装置等を取得し又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年の年分における事業所得の金額の計算上、その特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は通常の償却費の額と、その基準取得価額の30％に相当する金額との合計額以下の額で、その個人が必要経費として計算した金額とすることができます。

なお、償却不足額については、翌年に繰り越して必要経費に算入することができます。

質問２　本年は、開業したばかりで、いろいろ経費がかかり、所得の計算をすると赤字になりそうです。このような場合に減価償却費を本年の必要経費にしないで、来年の所得の必要経費したいと思いますがいかがでしょうか。

回　答　その年の減価償却費はその年の必要経費にしなければなりません。

減価償却費の計算は、所得税法では「所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その取得をした日及びその種類の区分に応じ、償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で逓減する償却の方法その他の政令で定める償却の方法の中からその者が当該資産について選定した償却方法に基づき……計算した金額とする。」と定められています。

したがって、その年の必要経費に算入する金額は税法に従ったところで計算した金額を必ず必要経費に算入することになります。

ですから、本年の所得が赤字であるという理由をもって、その年の減価償却費を来年に繰り越してその年の所得を計算することもできませんし、また、その年の減価償却費を翌年から差し引くこともできません。

ただし、租税特別措置法の規定による割増償却や特別償却の割増償却部分や特別償却部分について償却不足部分がある場合には、繰越しの認められる場合があります。例えば、医療用機器等の特別償却などです。

以上の説明のとおり、ご質問の場合もその年の減価償却費を来年に繰り越すことは、上記ただし書きの場合を除いて認められないことになります。

質問３　去年の夏に購入したレントゲン設備について、貸借対照表を作成していないため、ついうっかりして減価償却するのを忘れてしまいました。申告のときに忘れた減価償却費は永久に認められませんか。

回　答　更正の請求によって減価償却費の計上を認めてもらうことができます。

所得税の場合の減価償却費は、特別償却やそのほか割増償却のように特例として認められるものを除いては、納税者がどのような計算又は経理をしているかに関係なく、税法で定められた一定の方法で計算した減価償却費の額が必要経費に算入されることになっています。

したがって、ご質問の場合のように減価償却することを忘れた場合には、前年分の必要経費の過少計上として、申告期限から５年以内であれば「更正の請求」の手続きをすることによって、前年分の所得金額の訂正を行うことができます。

なお、この更正の請求に関する更正の請求書の用紙は税務署に用意してあります。